

(ご利用者様へ)

守口市高齢者及び重度障がい者（児）外出支援事業について

平素は当市の福祉行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

福祉タクシー利用券を送付いたします。つきましては、下記の注意点をご確認のうえ、ご利用ください。なお、福祉タクシー利用券を紛失された場合、再発行はできませんので、ご注意ください。

1. 取扱いに関する注意点

◎ 利用にあたって、事前に電話又はFAXでの予約が必要です。

予 約 先：大阪福祉タクシー総合配車センター

電話 06-6268-2945 FAX 06-6268-2946

受付時間：平日 午前9：00～午後5：00 土・日・祝日は休み

※ 早朝、夜間及び土・日・祝日のご利用は必ず事前にご予約ください。

上記以外の事業者で配車予約された場合、福祉タクシー利用券は使用できませんので、ご注意ください。

◎ 予約時には、以下の内容をセンターにお伝えください。

①利用日時

②利用者のお名前

③利用区間（例：自宅である守口市〇〇町△丁目×番□号から●●病院まで）

④片道利用か往復利用か

⑤車いす・ストレッチャーを使用するかどうか

⑥乗車人員

※上記のほか、必要に応じてセンターにお伝えください。

◎ 当日配車するタクシー会社が決定すれば、センターから折り返し連絡があります。

◎ 利用券は、1枚あたり 1,200 円の運賃を助成するものです。

◎ 利用券は、片道1回の乗車につき1枚まで使用できます。（往復利用の場合は、2枚まで可。）それを超える場合の運賃については、実費負担となりますのでご注意ください。

◎ ご利用運賃は別紙のとおりです。別紙に記載した運賃から1,200円を助成します。（運賃額は消費税を含みます。）

◎ 利用券を使用する際は、予め券面に必要事項（利用日時、受給者氏名）を記載したうえで、乗務員に提出してください。また、本人確認として身体障がい者手帳又は高齢者割引登録証（センター発行のもの）を提示してください。

◎ 運賃は、出発地到着時点からカウントされますので、予約時間にスムーズに乗車できるよう、事前準備をお願いします。

◎ 当日配車後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生します。（無断でキャンセルした場合も同様です。）

◎ 当日、乗務員による自宅内での介助が必要な場合、別途介助料が発生する可能性があります。

◎ 利用券を交付されている方が、転出された場合や下記の対象者要件を満たさなくなった場合又は当事業を利用する必要がなくなった場合は、利用券の交付対象外になりますので、必ず下記の問い合わせ先までご連絡ください。

2. 事業対象者

◎高齢者

事業を利用することができる方は、市内に住所を有する者であって、次のいずれかに該当する方

- ① 65 歳以上の者であって、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護 4 又は 5 と認定されている方
- ② 65 歳以上の者のうち、要介護状態区分が要介護 1、2 又は 3 と認定されている者であって、車椅子を使用している方
- ③ 65 歳以上の者であって、負傷等により一時的に車椅子を使用している方

◎障がい者（児）

以下のすべてを満たす方

- ① 守口市内に住所を有する方
- ② 身体障がい者手帳の障がい種別が、肢体不自由（下肢機能、体幹機能、運動機能又は移動機能障がい）であって、その等級が 1 級又は 2 級の方
- ③ 公共交通機関の利用が困難な方

3. 高齢者割引登録証について

高齢者要件で利用券の申請をされる場合は、高齢者割引登録証の申請を併せて行ってください。乗車時に高齢者割引登録証を提示すると 5 %割引が適用されます。（身体障がい者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、手続き不要です。乗車時には障がい者手帳を乗務員に提示してください。）

申請方法：以下の 2 点をセンター宛に郵送

- ② 本人の写真 1 枚（たて 3 cm×よこ 2. 5 cm のもの）
- ③ 生年月日を確認できる公的な書類のコピー
- ④ 返信用封筒に返信先の住所記載したうえで、110 円切手を貼付

宛 先：〒541-0059

大阪市中央区博労町 2-2-13 大阪堺筋ビル 2 階 （一社）大阪タクシー協会内
大阪福祉タクシー総合配車センター

※高齢者割引登録証の詳細は、センター事務局（06-6125-5400）にお問い合わせください。

～問い合わせ先～

守口市 健康福祉部 高齢介護課

電話：06-6992-1610(直通) FAX：06-6995-2011

健康福祉部 障がい福祉課

電話：06-6992-1630(直通) FAX：06-6991-2494

利用券を使用する際のご注意

高齢者割引登録証又は身体障がい者手帳及び療育手帳を提示いただかなければ利用券は使用できません

利用券を使用し乗車する際は、高齢者割引登録証（大阪福祉タクシー総合配車センター発行のもの）又は身体障がい者手帳及び療育手帳を必ず乗務員に提示してください。

○身体障がい者手帳及び療育手帳をお持ちでない方

※高齢者割引登録証を発行申請してください。

守口市役所での利用券の申請と併せて高齢者割引登録証の申請を行ってください。乗車時に高齢者割引登録証を提示すると 5 %割引が適用されます。

申請方法：以下の2点をセンター宛に郵送

- ①本人の写真1枚（たて3cm×よこ2.5cmのもの）
- ②生年月日を確認できる公的な書類のコピー
- ③返信用封筒に返送先住所を記載の上、110円切手を貼付

宛て先：〒541-0059

大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル2階 （一社）大阪タクシー協会内
大阪福祉タクシー総合配車センター

※高齢者割引登録証の詳細は、センター事務局（06-6125-5400）にお問い合わせください。

○身体障がい者手帳及び療育手帳をお持ちの方

高齢者割引登録証の発行手続きは不要です。

乗車時には身体障がい者手帳及び療育手帳を乗務員に提示してください。